

令和 4 年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書

【東大阪市の市税の賦課徴収等に係る財務事務の執行及び管理の状況について】

(令和 7 年 1 0 月)

東大阪市

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 令和4年度の監査テーマ

「東大阪市の市税の賦課徴収等に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

3. 監査結果に基づく措置状況一覧（令和7年6月末日時点）

1 ページから 2 ページのとおり

4. 措置状況の内容（令和7年6月末日時点）

3 ページから 5 ページのとおり

なお、以前の報告で、すでに措置済み又は不措置として報告しているものは除いています。

5. 措置状況の語句説明

措置済み … 結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中 … 結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定 … 結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中 … 結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置 … 結果及び意見に対し、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和7年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
1		○	各課における目標設定について	税制課	措置済み		
2		○	行政サービスセンターとの連絡引継簿	税制課	措置済み		
3		○	(たばこ税) 調査の実施の検討と他の主体による検査等の実施状況の把握	税制課	措置済み		
4		○	(たばこ税) 調査の実施の検討と他の主体による検査等の実施状況の把握	税制課	措置済み		
5		○	(入湯税) 納税義務者及び課税免除の範囲の明確化	税制課	措置済み		
6		○	(入湯税) 納税義務者及び課税免除の範囲の明確化	税制課	措置済み		
7		○	(入湯税) 課税免除の金額的根拠の明確化	税制課	措置済み		
8		○	(入湯税) 申告内容の適否の確認のための調査の実施の検討	税制課	措置済み		
9		○	(入湯税) 入湯税の対象となる鉱泉浴場の検証の形跡	税制課	措置済み		
10		○	(法人市民税) 申告漏れあるいは未申告の状況の時系列での一元管理	税制課	措置済み		
11		○	(法人市民税) より充実したマニュアルの整備	税制課	措置済み		
12		○	(事業所税) 申告漏れあるいは未申告の状況の時系列での一元管理	税制課	措置済み		
13		○	(事業所税) 申告内容の適否の検証のための調査の実施の検討	税制課	措置済み		
14		○	(事業所税) より充実したマニュアルの整備	税制課	措置済み		
15		○	(軽自動車税) USBメモリの使用	税制課	措置済み		
16		○	(個人市民税) 未申告者に係る実態調査について	市民税課	検討中	措置予定	措置済み
17		○	(個人市民税) USBの使用について	市民税課	措置済み		
18		○	(個人市民税) 減免要件の見直しについて	市民税課	検討中	措置中	措置済み
19	○		(個人市民税) 災害に関する減免の認定について	市民税課	検討中	措置済み	
20		○	(固定資産税) 課税保留の解消に向けた中長期的かつ継続的な取り組み	固定資産税課	措置中	措置中	措置中
21		○	(固定資産税) 償却資産の調査手法について	固定資産税課	措置中	措置済み	
22		○	(固定資産税) 課税保留や課税免除等、地方税法や条例等に具体的な規定がない事象の手続の 明確化	固定資産税課	措置予定	措置中	措置済み

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和7年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和5年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
23	○		東大阪市税徴収事務提要の更新	納税課	措置予定	措置済み	
24		○	東大阪市税コンビニエンスストア等収納代行業務委託に係る受託可能な事業者の把握	納税課	措置済み		
25		○	東大阪市税電子マネー収納に係る基本契約に係る受託可能な事業者の把握	納税課	検討中	措置済み	
26		○	東大阪市税コンビニエンスストア等収納に係る基本仕様書に記載されている検査内容の検討	納税課	措置済み		
27		○	東大阪市税電子マネー収納に係る基本仕様書に記載されている検査内容の検討	納税課	措置済み		
28	○		収納金等内訳書の押印漏れ	日下行政サービスセンター	措置済み		
29	○		個人情報が記載されている税務関係書類の保管状況について	布施駅前行政サービスセンター	措置済み		
30		○	行政サービスセンターにおける現金カウンターの導入	市民生活総務課	措置済み		
31		○	マニュアルの点検について	市民生活総務課	措置済み		

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
16	135 ページ		○	(個人市民税) 未申告者に係る 実態調査について	8月時点までの未申告者への申告書発送を行っているが、それ以降は申告を促すことは特にしていない。未申告者については、非課税であるとの明確な根拠はなく、課税所得があるにも関わらず、申告していない可能性があるため、課税の公平性及び 税収確保の観点から、未申告者に係る実態調査を実施すべきである。また、8月時点までの未申告者に関する申告書発送について、効果を測定するため未申告者の申告状況について、分析調査を行うべきである。	市民税課	令和6年度については、未申告者に対する調査として、個人市民税に申告義務はないが、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の料金算定のために所得申告(簡易申告)をしていないかの後追い調査を8月以降も毎月行いました。 また、令和5年度において、8月時点までの未申告者の返信状況等の分析を行った結果、令和6年度以降以下のような取り組みを行いました。 まず、個人住民税が課税にあたる所得を申告している者には、個人市民税においても申告を促すべく申告書を送付(所得控除を把握するため)して、申告のないものは職権で所得のみで賦課しました。 次に、所得(収入)がなく、本来であれば申告義務がない者に対しても収入がなかったという回答書を申告書と一緒に送付して返信してもらうことにより実態把握に努めました。 次に、社会保険や国民健康保険組合に扶養家族ではなく本人として加入している者にも所得申告を促し所得の把握による課税の公平性に努めました。 他には、所得の把握が必要である児童手当の対象となる子を有する未申告者においても所得状況の照会を行い所得の把握に努めました。	措置済み

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
18	136 ページ		○	(個人市民税) 減免要件の見直し について	同規模の市や大阪府下の市町村の市税条例、市 税条例施行規則等も参考として、減免要件を検討 すべきである。	市民税課	公民連携協働室の地域研究助成金事業を活用 し令和5年度に「東大阪市税条例の市民税減免事 由の「あるべき姿」に関する考察」をまとめていた きました。この提言を受けて市民税課において、 「減免の見直しに対する考え方(R6)」を作成し、現 状の減免制度に関する意見をまとめています。提 言いただいた項目の一部につきましては、令和7 年度第2回定例会において条例改正を実施したと ころです。今後も社会情勢等を考慮しながら減免 に関する要件等については検討していきたいと考 えています。	措置済み
20	160 ページ		○	(固定資産税) 課税保留の解消 に向けた中長期 的かつ継続的な 取り組み	課税保留について、令和3年度の固定資産税に 係る土地577件の課税保留の要因はさまざまである が、東大阪市の取り組みによって解消が見込まれ るものについては解消に向けた取り組みを中長期 的に計画し推進する必要がある。今後の課税保留 の解消の計画立案に向けた情報収集をする等の具 体的な取り組みが求められる。家屋18件について も同様である。	固定資産税課	令和5年度より随時精査を行っており、土地につ いては全577件の内425件、家屋についてはすべて 解消をしております。解消については、主に登記簿 には存在するものの現況は存在しないというケー スが多く、適宜処理を行っています。今後も引き続 き解消に向けた取り組みを推進してまいります。ま た、課税保留に関する税制改正や通知を注視し、 適宜対応してまいります。	措置中

令和4年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和7年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和7年6月末日)	措置の状況 (令和7年6月末日)
22	160 ページ		○	(固定資産税) 課税保留や課税 免除等、地方税法 や条例等に具体 的な規定がない事 象の手続の明確 化	課税保留等地方税法や条例等に具体的な規定がない取り扱いについて、現状は特に手順書やマニュアル等には落とし込みされておらず、過去からの実務慣行及び決裁に則って整理や手続が進められている。また、償却資産税についても積極的に調査を実施しているが、特段これらの調査方針や調査手法がマニュアル化されているわけではない。ノウハウや経験を継承し担当者の変更等に備えるとともに、属人的ではなく組織的かつ継続的な手続の実施を確立維持するためにもこれらの内容を織り込んだマニュアルを整備することが望まれる。	固定資産税課	監査の結果を受け、課税保留についてはデータの精査と並行してマニュアルの整備を開始し、令和6年8月に完成させました。課税保留としていた案件について類型化し、マニュアルに則った処理を行うよう、課内で情報共有を図っております。償却資産については令和5年10月に作成したマニュアルを基に調査等実施しております。	措置済み